

立川市運動場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 22 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項前段及び第 244 条の 2 第 1 項の規定による。

立川市運動場条例の一部を改正する条例

立川市運動場条例（平成13年立川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後				改正前			
別表第3（第7条関係）				別表第3（第7条関係）			
施設区分	使用区分		使用料	施設区分	使用区分		使用料
……略……	……略……		……略……	……略……	……略……		……略……
立川市見影橋公園陸上競技場	貸切使用	2時間	市内団体 <u>1,500円</u>	立川市見影橋公園陸上競技場	貸切使用	午前	市内団体 <u>2,500円</u>
			市外団体 <u>3,000円</u>				市外団体 <u>5,000円</u>
自治大学校庭球場	貸切使用	2時間	市内団体 <u>800円</u>			午後	市内団体 <u>3,500円</u>
							市外団体 <u>7,000円</u>
						全日	市内団体 <u>6,000円</u>
							市外団体 <u>12,000円</u>
				自治大学校庭球場	貸切使用	午前	市内団体 <u>1,600円</u>
						午後	市内団体 <u>1,600円</u>
						全日	市内団体 <u>3,200円</u>
……略……	……略……		……略……	……略……	……略……		……略……

備考 (1)及び(2) ……略…… (3) 立川市立川公園陸上競技場を貸切使用する場合の使用時間は、午前は午前9時から午後零時まで、午後は午後1時から午後5時まで、全日は午前9時から午後5時までとする。 (4) ……略…… (5)～(11) ……略……	備考 (1)及び(2) ……略…… (3) 立川市立川公園陸上競技場又は立川市見影橋公園陸上競技場を貸切使用する場合の使用時間は、午前は午前9時から午後零時まで、午後は午後1時から午後5時まで、全日は午前9時から午後5時までとする。 (4) ……略…… (4)の2 <u>自治大学校庭球場を貸切使用する場合の使用時間は、午前</u> <u>は午前9時から午後1時まで、午後は午後1時から午後5時</u> <u>まで、全日は午前9時から午後5時までとする。</u> (5)～(11) ……略……
---	--

附 則

- 1 この条例は、令和8年1月5日から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市運動場条例の規定は、令和8年3月1日以後の使用に係る使用料から適用し、同年2月28日までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

